

「渋谷区 パートナーシップ証明書」

H28. ●●●●

【課題・1●●●】

渋谷区が H27.秋 全国初 に実施した「パートナーシップ証明書」の交付について、社労士・年金相談やライフプラン という観点から考えてみます。

I. 渋谷区 パートナーシップ 証明書

1. 渋谷区は、「渋谷区 男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定し、基本理念として「男女の人権の尊重」と「性的少数者の人権の尊重」を掲げ、「男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会関係」を「パートナーシップ」と定義し、二人がこのような関係にあることを 確認して証明書を交付 する。

2. 要件、確認事項 等 (P.2)

- ◆ 二人とも、渋谷区に居住・住民登録している 20才以上、配偶者がいない
- ◆ 二人が相互に相手方を受任者とする任意後見契約 を 公正証書 で締結し、登記 している
 - ・将来 判断能力が低下したら ”財産管理 と 身上監護” を相手が受任 の内容
- ◆ 二人が共同生活に当り、当事者間で下記が明記された 公正証書 を作成している
 - ・二人は ”愛情 と 信頼 に基づく 真摯な関係” であること
 - ・同居し、共同生活は互いに責任を持って協力し、費用を分担する義務を負うこと

★「任意後見契約に関する法律」： H11.12.8 法第150号
⇒ ”成年後見制度” の根拠法

3. 「渋谷区 パートナーシップ 証明書」 …… (P.3)

4. 参 考

- ◆ LGBT (性的少数者の総称 又は 下記4つの略称)
 - ・Lesbian (レズビアン : 女性の 同性愛者)
 - ・Gay (ゲイ : 男性の 同性愛者)
 - ・Bisexual (バイセクシャル : 両性愛者)
 - ・Transgender (トランスジェンダー : 心と体の不一致・性同一性障害者)
- ◆ 関連、参考 になりそうな法律 等
 - ・「性同一性障害者の性別の特例の取扱いの特例に関する法律」(H15 第111号)
 - ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 (H28.4.8)

II. 社労士、年金相談 等の 観点から

1. 社労士、年金相談 からみた ポイント・留意点

私達の業務・社労士、年金相談の点から考えると、

- ・実質は ”事実婚” に等しい関係だが、“同性” である
- ・”公正証書による契約”、“登記” を備え、相応の 信認

キーワードは、

- ・配偶者、夫・妻 & 婚姻、事実婚・内縁

2. 配偶者は”婚姻の届出をした配偶者”とするもの (P.5 上)

◆ 所得税の控除対象配偶者

⇒ この場合、本例(パートナー)への適用はほとんど不可能 (?)

3. 配偶者に”事実婚を含める”もの (P.5 下)

◆ 国民年金法 : 法第5条(用語の定義)第7項

◆ 厚生年金保険法 : 法第3条(用語の定義)第2項

◆ 健康保険法 : 法第3条(定義)第7項

★ ここでの”事実婚”とは、届出・入籍が可能だが届出していない場合であり、不適法婚・反倫理的な内縁関係は除かれている

4. 「近親婚にあたる内縁関係と遺族厚生年金」(H19.3.8. 最一小判決) (P.6 ~)

H23.3.23「生計維持関係等の認定基準及び認定の取り扱いについて」に、例外・限定的に本判決の判旨を取り入れ、死亡を支給事由とする給付、加給年金額・振替加算の生計維持・生計同一の認定基準に事実婚関係を追加・変更した。(H23.6.9【課題・75,76】)



★ 結論として、現状の年金等社会保険の法令・基準からはパートナーシップ関係を事実婚と同様に考え、遺族年金等を受給することはかなり困難(不可能?)と考える。

では、渋谷区は区政のどんな点で”同世帯等”として認めているか?

(住民税、国民健康保険・介護保険、都営・区営住宅の入居基準 ……)

III. 本事例(パートナーシップ)の類に効果的と考える最近の流れ

…… 「信託法」を基にした”民事信託” ”家族信託”の活用 ……

1. 「信託法」が全面改正され(H18.12.15 法108号) H19.9.30 施行された。

信託：財産に対する(民法上)所有権を①(所有)名義と②受益権に分け、名義を他人(受託者)に移し財産の管理、処分、必要な行為を契約で委託すること

2. 日常生活で信託のイメージ”投資信託” ”信託銀行”等”商事信託”(俗称)に加え、最近は個人-個人の契約による”民事信託” ”家族信託”等が広がっているようです。

- ・民事信託：”商事信託”に対応の俗称。財産管理、身上看護等(民法でなく)信託法に基づく契約
- ・家族信託：委託者、受託者ともに家族の民事信託。(「(一社)民事信託普及協会」の登録商標)

◆ 契約内容は公証役場で「公正証書」とし、嘱託で登記する

◆ 原則的な契約内容は下記

- ・信託の目的、財産 ・当事者(委託者、受託者、受益者、委託監督人) ・財産の管理や運用法
- ・信託契約の変更、終了、精算 ・終了時の財産の処分・引継ぐ者 ……

◆ 信託財産の名義は、預金等は”委託者A 受託者B 信託口”の旨、不動産登記(所有権)は(民法の売買、相続等ではなく)”信託による移転”の旨が明示・公示できる。

3. 「民法」の相続、遺言、贈与、委任や、”成年後見制度”(「任意後見契約に関する法律」)では適切・有用な対応・解決が困難な場合に”民事信託”を利用しているようです。

- ・中小企業オーナー経営者が、経営は子に任せ、(出資者としての)収益は自分に ……
- ・自分の死後 財産▲▲▲を妻に、(妻・死亡後は) ⇒ (特定の)子に引継ぎたい
- ・障害を持つ子の将来、や 孫が成人した後に 財産を引継ぎたい
- ・民法上 相続権のない未入籍者、未認知者 に財産を引継ぎたい ⇒ LGBT
- ・自分の死後も ペットが生存中の面倒 を …… (「ペット信託」)

* 民法、任意後見、信託法 いずれも万能ではなく 長所/短所 があるので、対象者、目的、内容により、適した制度を選択 又は 併用 が現実には賢明な対応のようです。